



# 埼玉県報

第 2995 号  
平成 30 年(2018 年)  
4 月 20 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 災害救助用備蓄食料「アルファ米（わかめご飯）」に関する入札公告（入札課）
- 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する入札公告（入札審査課）
- 施設の使用料及び手数料徴収事務委託（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 東松山都市計画地区計画の変更（都市計画課）
- 新座都市計画地区計画の変更（都市計画課）
- 三芳町富士塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 県道東松山桶川線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 6・7 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 正誤

- 埼玉県規則第 5 号中訂正（県営競技事務所）
- 埼玉県規則第 6 号中訂正（県営競技事務所）
- 埼玉県告示第 275 号中訂正（森づくり課）

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年度地籍簿一冊	日高第四十三―二地区（大字中鹿山・下鹿山の一部）	平成三十年四月十三日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

災害救助用備蓄食料「アルファ米（わかめご飯）」 311,800食

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成30年9月26日（水）

### (4) 納入場所

埼玉県農林部農産物安全課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 高木 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月20日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月19日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月20日（水）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成30年6月20日（水）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月7日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年5月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Disaster Rescue Stockpile Food “Alpha rice (Wakame rice)”, 311,800 Meals

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, June 20, 2018

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, June 19, 2018

In Person: 10:00 am, Wednesday, June 20, 2018

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成30年7月1日（日）から平成33年7月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 「ISO/IEC 27001」の要求事項に適合していることの認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 次に掲げる条件を全て満たす電子入札システムのヘルプデスク業務を請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- ア 一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに基づく電子入札機能のほか、入札参加資格の申請受付機能及び入札情報等の公開機能を含むシステムに関する業務であること。
- イ 国、都道府県若しくは政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）が利用するシステム又は複数の自治体が共同利用するシステムに関する業務であって、発注者だけでなく、受注者からの問合せにも対応するものであること。
- ウ 単にシステムの操作方法の説明にとどまらず、根拠となる事務処理要領等に照らし、利用者の立場・状況を踏まえて適切な説明・誘導をすることを含む業務であること。
- エ 利用者向けホームページや操作マニュアルを改善するなど、サービス向上のために、業務を自ら改善することを含む業務であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
- 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課システム担当 稲田 電話048-830-5770（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
- 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
- イ 紙媒体による場合
- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月15日（金）午前10時30分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月14日（木）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札審査課 平成30年6月15日（金）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月21日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年 5 月 7 日 (月) 午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation of the Electronic Bidding System “Helpdesk”

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 14, 2018

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., June 15, 2018

(3) Contact Information:

Bidding Inspection Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-5770

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所 埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所 埼玉県立そうか光生園 障害者歯科診療所 埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 牧 光治	平成三十年四 月一日から 平成三十一年 三月三十一日 まで

## 告示

### 埼玉県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス北本ショッピングセンターA・B棟

埼玉県北本市二ツ家四丁目百四十一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一

セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤忠治

東京都中央区新川一丁目五番十七号

（変更後）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一

セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤忠治

東京都中央区新川一丁目二十一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一 外一者未定

（変更後）株式会社三喜 代表取締役 野田孝文

千葉県柏市中央町二番八号

#### ハ 変更年月日

平成三十年四月二日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年四月六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年四月二十日から平成三十年八月二十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年四月二十日から平成三十年八月二十日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十七号

平成三十年埼玉県告示第四百号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十八号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十九号

平成二十九年埼玉県告示第九百三十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関である毛呂山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十号

平成二十九年埼玉県告示第千二百十八号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十一号

平成二十九年埼玉県告示第九百九十四号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である滑川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十二号

平成二十九年埼玉県告示第千三百三十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十三号

吉見町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十四号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町富士塚土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

鈴木 栄 治	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百二十二番地一
鈴木 喜 一	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十六番地
江原 昌 市	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十番地
高山 行 雄	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十三番地二
正 木 喜 重	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百六十九番地
清 水 渡	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百五十番地一
鈴木 浩 之	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百五十九番地二
鈴木 章 記	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百二十五番地一
小林 良	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十七番地三

就任した理事の氏名及び住所

鈴木 栄 治	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百二十二番地一
鈴木 喜 一	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十六番地
江原 昌 市	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十番地
高山 行 雄	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十三番地二
正 木 喜 重	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百六十九番地
清 水 渡	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百五十番地一
鈴木 浩 之	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百五十九番地二
鈴木 章 記	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百二十五番地一
小林 良	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十七番地三



## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>耕地四九七番一地先まで</p>	<p>北本市大字下石戸下字久保耕地六八八番一地先から同市大字下石戸下字久保</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・九一〇・二二・二二</p>	<p>一〇・九一〇・二一・〇六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一〇二・六五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>交差点改良事業による。</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度6・7月分）

JIS 1号 68,800リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成30年6月1日から平成30年7月31日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 78,100リットル

平成30年6月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成30年4月3日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年5月22日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月21日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年5月22日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年5月8日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な

資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 68,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. May 22, 2018 (Bidding by registered mail must be received by  
5:00 p.m. May 21, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年四月二十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

#### 一 日時

平成三十年四月二十六日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について



## 正 誤

埼玉県規則第五号（平成三十年三月二十三日第二千九百八十七号）中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、

正

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

ページ 行

二 前から二十二

誤

第四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、

正

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、

## 正 誤

埼玉県規則第六号（平成三十年三月二十三日第二千九百八十七号）中訂正

ページ 行

一 前から十

誤

第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、

正

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

ページ 行

二 前から十八

誤

第五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、

正

第五条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、

正 誤

埼玉県告示第二百七十五号（平成三十年三月二十七日第二千九百八十八号）中訂

正

ページ 行

一 前から十六

誤

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

正

ロ 立木の伐採の限度